

○総社市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成 20 年 3 月 28 日

議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、総社市議会議長(以下「議長」という。)の交際費の適正な支出を図るため、その支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第 2 条 支出区分は、支出の内容により次のとおり分類する。

- (1) お供 市政関係者及びその親族に対する香典等
- (2) お祝 市政運営に関係する個人及び団体の慶事に対するお祝
- (3) お見舞 市政関係者の病気等に対する見舞金、災害、火災などによる見舞金・義援金
- (4) 激励金 スポーツ・文化等の全国大会又は世界大会に出場する市内の個人及び団体への激励金
- (5) 会費等 懇親会、懇談会、祝賀会、新年会等の出席に係る経費
- (6) 議長賞 市内で開催されるスポーツ・文化等各種大会を振興するための賞に係る経費
- (7) 土産等 行政視察等(本市への来庁を含む。)手土産
- (8) 募金 災害等に係る募金
- (9) その他 前各号に掲げる支出区分以外の本市の市政又は市議会の運営に資する経費

(支出基準)

第 3 条 議長は、交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、最小限の支出に努めるものとする。

2 交際費の一般的な基準は、別表のとおりとする。

3 前項の基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、別途協議し決定する。

(公表する内容)

第 4 条 交際費の公表は、次に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等(支出の相手方が個人の場合は、原則として氏名は除く。)

(公表の時期)

第 5 条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の 15 日までにを行うものとする。ただし、議会だよりに掲載する場合は、この限りでない。

(公表の方法)

第 6 条 交際費の公表は、総社市のホームページ及び議会だよりに掲載するとともに、議会事務局において縦覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 3 日議会告示第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日議会告示第 1 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係) 慶弔等に関する基準

支出区分	対 象 者	対象者 との続柄	支出金額等	
1 お供	国会議員 (総社市関係議員)	本人 親族	20,000 円 (花環) 10,000 円 (花環)	
	岡山県関 係	岡山県議会議員 (総社市選出)	本人 親族	10,000 円 (花環) 5,000 円 (花環)
		岡山県知事	本人 親族	10,000 円 (花環) 5,000 円 (花環)
			岡山県内 他市関係	正・副議長 親族
	姉妹都市 関係	首長	本人 親族	その都度協議して決定する。 その都度協議して決定する。
		正・副議長	本人 親族	10,000 円 5,000 円
	総社市関 係	首長	本人 親族	10,000 円 5,000 円
		議員 (現職)	本人	50,000 円 (花環)
		元議員 (退職後 12 年以内の 者に限る。)	本人	10,000 円 (花環)
		市長・副市長	本人 親族	10,000 円 (花環) 5,000 円 (花環)

	教育長	本人 親族	10,000 円（花環） 5,000 円（花環）
	選挙管理委員会委員長 監査委員 農業委員会会長	本人 親族	10,000 円（花環） 5,000 円
	市に対する多大な貢献者	本人 親族	その都度協議して決定する。 その都度協議して決定する。
2 お祝	その都度協議して決定する。		
3 お見舞	市政関係者	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病のため引き続き 3 週間以上入院又は自宅療養の場合は <b>10,000</b> 円以内でその都度協議して決定する。</li> <li>・ 災害又は火災により居宅が全壊又は全焼した場合は <b>20,000</b> 円, 半壊又は半焼した場合は <b>10,000</b> 円</li> </ul>
	災害等の義援金については、他市の状況等を考慮しその都度協議して決定する。		
4 激励金	全国大会又は世界大会に出場する個人又は団体で議長が特に認めたもの		<b>50,000</b> 円以内でその都度協議して決定する。
5 会費等	市議会を代表して出席する会議等で、案内状に会費等として金額が明記されている場合はその金額。ただし、金額が表示されていない会議等の場合は、 <b>10,000</b> 円を限度とする。		
6 議長賞	各種スポーツ大会等に要する賞品等で、1 賞品当たり <b>10,000</b> 円を限度とする。		
7 土産等	行政視察等で他市を訪問又は本市へ来庁があった場合で、1 件当たり <b>5,000</b> 円以内		
8 災害等に係る募金	その都度協議して決定する。		
9 その他	上記に掲げる支出区分以外の本市の市政又は市議会の運営に資する経費については、その都度協議して決定する。		

※親族とは、配偶者、一親等の血族及び同居の一親等の姻族をいう。